

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会役員等の報酬、手当並びに旅費及び費用弁償に関する規程

(沿革)平成 7年11月 7日 制定

平成 8年 3月22日 第1次一部改正

平成16年 3月29日 第2次一部改正

平成29年 6月21日 第3次一部改正

平成31年 3月14日 第4次一部改正

令和 4年 3月25日 第5次一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会役員等の報酬、手当並びに旅費及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の範囲)

第2条 この規程において役員等とは、次の者をいう。

第1区分 顧問及び会長

第2区分 理事（会長及び常勤役員を除く。）、監事、評議員及び会長が別に定める各種委員会の委員

第3区分 常勤役員

(報酬の額及び支給の方法)

第3条 報酬の額及び支給方法は、別表のとおりとする。

(手当)

第4条 常勤役員に支給する手当は、通勤手当、期末手当及び寒冷地手当とし、その額と支給方法は「職員の給与、旅費規程」に基づくものとする。ただし、期末手当の額に関し、「職員の給与、旅費規程」第26条の規定で準用する一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第38条第2項中の期末手当基礎額に乗じる率については、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第7号）第3条第2項の読替え後の率に100分の88を乗じて得た率とする。

(旅費及び費用弁償)

第5条 旅費及び費用弁償の額は、一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和28年岩手県条例第14号）に定める「8級以上の職務にある者」の旅費支給基準を準用する。

ただし、常勤役員以外の役員等に対しては、旅費のうち現地経費は支給しない。

附 則

1 この規程は、平成7年11月7日から施行する。

2 昭和60年12月3日制定の社会福祉法人岩手県社会福祉協議会役員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成14年12月20日から施行し、改正後の別表第2の規定は平成14年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 29 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(別表) 役員等の報酬の額及び支給の方法

区分	報酬の額	支給の時期	支給の方法
第 1 区分及 び第 2 区分	本会の用務で会議等に出 席、又は旅行した場合 (監事が行う監査等の予 備調査を含む。) 日額 10,000 円	本会の用務で会議等に出 席、又は旅行した都度	原則として、金融機関の 預貯金口座への振込
第 3 区分	月額 425,200 円	各月の一般職員の給与支 給日	金融機関の預貯金口座へ の振込